

岐阜県公報

号外(五) 平成二十七年四月一日

目次

告示

地域を限定して使用する知事印

地域を限定して使用する知事職務代理者印

県事務所長印

訓令

岐阜県官報報告規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

(同)

(同)

(同)

(同)

一

二

四

六

六

告示

岐阜県告示第二百二十九号

地域を限定して使用する知事印を次のように定め、平成二十七年四月一日から使用する。

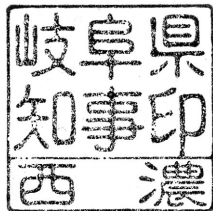
なお、地域を限定して使用する知事印に関する告示(平成十二年岐阜県告示第二百七十五号)は、平成二十七年四月一日から廃止する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影

1 西濃県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

2 揖斐県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十七年四月一日

3 中濃県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

4 中濃県事務所所管区域（郡上市の区域に限る。）



書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

5 可茂県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

6 東濃県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

7 恵那県事務所所管区域



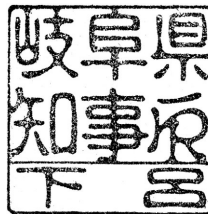
書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

8 飛騨県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

9 飛騨県事務所所管区域（下呂市の区域に限る。）



書体 やまと古字
大きさ 二十七ミリメートル平方

二 公印管理者
各県事務所長

岐阜県告示第百二十号

地域を限定して使用する知事職務代理人印を次のように定め、平成二十七年四月一日から使用する。

なお、地域を限定して使用する知事職務代理人印に関する告示（平成十二年岐阜県告示第百七十六号）は、平成二十七年四月一日から廃止する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

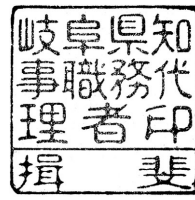
一 印影

1 西濃県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

2 揖斐県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

3 中濃県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

4 中濃県事務所所管区域 (郡上市の区域に限る。)



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

5 可茂県事務所所管区域



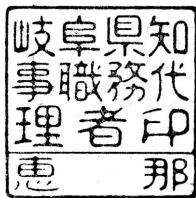
書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

6 東濃県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

7 恵那県事務所所管区域



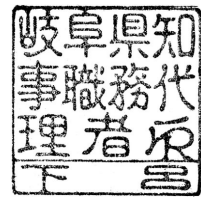
書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

8 飛騨県事務所所管区域



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

9 飛騨県事務所所管区域（下呂市の区域に限る。）



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

二 公印管理者
各県事務所長

岐阜県告示第二百三十一号

県事務所長印を次のように定め、平成二十七年四月一日から使用する。
なお、振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む）印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第二百五十一号）は、平成二十七年四月一日から廃止する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影

1 西濃県事務所



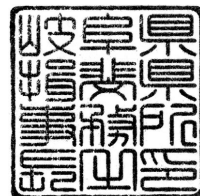
書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方

□



書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方

2 揖斐県事務所



書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方

□



書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方

3 中濃県事務所



書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方

□



5 東濃事務所
イ

書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方



書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方



書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方



4 可茂県事務所
イ

書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方

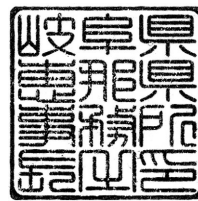


7 飛騨県事務所
イ

書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方



書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方



書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方



6 恵那県事務所
イ

書体 てん書
大きさ 二十五ミリメートル平方

口



二 公印管理者
各県事務所長

書 体 てん書
大 小 二十五ミリメートル平方

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県官報報告規程の一部を改正する訓令

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県官報報告規程の一部を改正する訓令

岐阜県官報報告規程（昭和二十九年岐阜県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は裁決」を「若しくは裁決」に改め、同条第五号水中「委員及び教育長」を「教育長及び委員」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「第百五十八条第一項」を「第三十九条第一項」に、「現地機関の」を「保健所に置かれる」に改め、同条第八号の二中「総括管理監」を「管理調整監」に、「をいう」を「組織規則第二十六条第二項に規定する職を含む。」をいうに改める。
第六条第二項中「総括管理監」を「管理調整監」に、「場合は課長」を「場合は、課長」に、「現地機関等の」を「現地機関等の」に改める。
第三十八条第三項中「第七十条」を「第六十一条」に改める。
第七十七条第一項中「教育長」を「副教育長」に改める。

別表第一行政管理課の項を削り、同表人事課の項の次に次のように加える。

行政管理課

行

別表第一中
スポーツ推進課

入推

地域スポーツ課	地 入
競技スポーツ課	競 入

に改め、同表子ども・女性政策課の項を次のように改める。

女性の活躍推進課

女活推

別表第一情報産業課の項を削り、同表中

観光課

観光

観光企画課
観光誘客課

を

観企

観誘

に改め、同表西濃振興局の項から飛騨

振興局の項までを次のように改める。

西濃県事務所	西濃
揖斐県事務所	揖斐
中濃県事務所	中濃
可茂県事務所	可茂
東濃県事務所	東濃
恵那県事務所	恵那
飛騨県事務所	飛騨

別表第一下呂看護専門学校の項の次に次のように加える。

希望が丘学園

希学

別表第一希望が丘学園の項を次のように改める。

発達障害者支援センター

発障

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社